

核兵器禁止条約の批准を求める意見書

2017年7月、核兵器を全面的に違法化する核兵器禁止条約が国連で採択された。

この条約は、核兵器の使用や開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移転など幅広く禁止するとともに、核兵器を使用するとの威嚇の禁止も盛り込まれ、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっている。

さらに、条約の前文には、日本語に由来する「ヒバクシャ」という文言も盛り込まれ、筆舌に尽くしがたい経験をし、核兵器廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島、長崎の被爆者の思いを反映したものと言える。

この条約は、50か国の批准後、90日で発効することになっているが、いまだ批准国数はそこまで達していない。日本政府は、条約制定の交渉会議に加わらず、条約に不参加の姿勢を貫いている。本来であれば、日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶に向け、先頭に立って条約への参加を果たし、他国にも参加を促す立場にあるが、日本政府の姿勢は、核兵器の廃絶を求める国際世論に逆行するだけでなく、被爆者の悲願に背を向けたものである。

2017年には、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞したものの、その後、米露の中距離核戦力（INF）全廃条約が2019年に失効、今年予定されていた核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議は1年間延期され、新戦略兵器削減条約（新START）は2021年に期限切れとなるなど、核兵器廃絶に向けた動向が今、世界的に停滞している。日本は、米国の核の傘の下、核抑止力に依存するのではなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮すべきである。そして、核兵器のない世界を目指す姿勢を積極的に発信し、核兵器使用禁止の国際的機運を高め、核兵器禁止条約に参加すべきである。

よって、本市議会は、政府関係機関に対し、下記事項について強

く要望する。

記

- 1 核兵器廃絶の先頭に立って、核兵器禁止条約に署名、批准すること。
- 2 唯一の戦争被爆国として、核兵器保有国に対して署名、批准を促すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

喜多方市議会議長 齋藤 勘一郎

【意見書提出】

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	菅	義偉	殿
内閣官房長官	加藤	勝信	殿
外務大臣	茂木	敏充	殿
防衛大臣	岸	信夫	殿